

長寿(後期高齢者)医療制度 一部負担金の割合が変わる方には新しい被保険者証を送付します。

医療機関にかかる時の一部負担金の割合(1割または3割)は、平成20年7月までは従来の老人保健制度と同様に、同一世帯の被保険者及び70歳以上の方の所得や収入で判定していましたが、8月からは同一世帯の後期高齢者医療被保険者の所得や収入で判定します。

8月1日から平成21年7月31日までの一部負担金の割合は、平成19年中の所得や収入で判定し、①②に該当する方に新しい被保険者証を[7月下旬頃]送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。古い被保険者証は使用できませんので、お手数ですが国保健康課に必ずお返しく下さい。

①一部負担金の割合が変更になる方

②現在、被保険者証の一部負担金の割合欄に『3割ただし平成20年7月31日までは、自己負担限度額「一般適用」の記載のある方

なお、①②に該当しない方は、引き続き、今までお持ちの被保険者証で受診できます。(世帯の状況に異動があったり、所得の更正等が行われたときは、一部負担金の割合が随時変更されることがあります。)

表：医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が次の金額に満たない方は、国保健康課に申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています。】 ○同一世帯に被保険者が一人の場合 収入 ……383万円 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計…520万円
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得	Ⅱ 1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

※1 []内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

(注) 制度改正に伴う経過措置(平成20年8月1日から平成22年7月31日まで)

現役並み所得者(同一世帯に被保険者が一人の場合で、かつ70歳以上75歳未満の方がいる場合に限る)のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、国保健康課に申請することで一部負担金の割合は「3割」ですが、自己負担限度額は「一般」の区分となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新のお知らせ

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる可能性がある方には、申請書を送付しています。世帯員全員が住民税非課税の方で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に国保健康課に申請してください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2248(資格給付課)
加西市国保健康課国保医療係 ☎④8721

国民年金保険料の納付が困難なときは 国民年金保険料免除制度をご利用ください。

所得の減少や失業等の経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、申請して承認されると保険料の納付が全額または一部が免除される「申請免除制度」、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」(30歳未満の方が対象)があります。

申請免除制度(金額はすべて平成20年度分の保険料額です。)

区分	保険料納付月額	受給率
全額免除	0円	1/3
3/4免除	3,600円	1/2
半額免除	7,210円	2/3
1/4免除	10,810円	5/6

※受給率=全額納めた場合、受給する額に対する割合

※3/4・半額・1/4免除は、保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

対象者：本人・配偶者・世帯主の全員が次のいずれかの要件に該当する方

- ①前年所得が少ない方
- ②平成19年4月以降に失業・倒産・事業の廃止のあった方
- ③障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ⑤特定障害者に対する特別障害者給付金を受けている方

平成20年6月までに「全額免除」・「若年者納付猶予」の承認を受けられた方で、7月以降も継続免除を希望された方には、社会保険事務所より20年度分の審査結果が送付されます。承認された方の申請は不要です。「全額免除」・「若年者納付猶予」で継続免除を希望されていない方、「1/4免除」・「半額免除」・「3/4免除」を希望される方は、7月以降免除の申請が必要です。

対象期間/平成20年7月～平成21年6月

申請時期/7月から受付を開始します。

必要なもの/年金手帳、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」等
平成20年1月2日以降に他の市区町から転入された方は「平成19年度中の所得状況が確認できる書類」

【受付・問合せ】 加古川社会保険事務所 ☎079-427-4740 または 市民課市民年金係 ☎④8722

年金特別便の取り次ぎ相談を行っています。

社会保険庁は、3月までに「5000万件の未登録記録」と「受給者300万人・加入者7000万人」の記録をコンピューター上で突き合わせをし、その結果記録が結びつく可能性のある方々に対し、「ねんきん特別便」の送付を行いました。また、4月からはすべての方に加入履歴のお知らせが「ねんきん特別便」で送付されています。

市役所1階の⑤番の国民年金窓口でも取り次ぎ相談

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で国民年金保険料を収めるのが困難な方は、手続きし承認されると保険料を納めることが猶予されます。

対象者：本人(30歳未満)および配偶者が次のいずれかの要件に該当する方

- ①前年所得が少ない方
- ②平成19年4月以降に失業・倒産・事業の廃止のあった方
- ③障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方



市民課市民年金係は市役所1階の⑤番 国民年金窓口です。国民年金に関することはこちらまで。

平成20年6月までに「全額免除」・「若年者納付猶予」の承認を受けられた方で、7月以降も継続免除を希望された方には、社会保険事務所より20年度分の審査結果が送付されます。承認された方の申請は不要です。「全額免除」・「若年者納付猶予」で継続免除を希望されていない方、「1/4免除」・「半額免除」・「3/4免除」を希望される方は、7月以降免除の申請が必要です。

対象期間/平成20年7月～平成21年6月

申請時期/7月から受付を開始します。

必要なもの/年金手帳、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」等
平成20年1月2日以降に他の市区町から転入された方は「平成19年度中の所得状況が確認できる書類」

【受付・問合せ】 加古川社会保険事務所 ☎079-427-4740 または 市民課市民年金係 ☎④8722

年金特別便の取り次ぎ相談を行っています。

社会保険庁は、3月までに「5000万件の未登録記録」と「受給者300万人・加入者7000万人」の記録をコンピューター上で突き合わせをし、その結果記録が結びつく可能性のある方々に対し、「ねんきん特別便」の送付を行いました。また、4月からはすべての方に加入履歴のお知らせが「ねんきん特別便」で送付されています。

必要なもの/①年金記録のお知らせ
②年金加入記録回答票
③年金手帳

【問合せ】 市民課市民年金係 ☎④8722